

平成 26 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(平成 26 年度対象)

八 戸 市 監 査 委 員

(平. 27. 5)

八 監 第 15 号
平成 27 年 5 月 21 日

八戸市長
小林 眞 様
八戸市議会議長
吉田 淳一 様
八戸市教育委員会委員長
築瀬 眞知雄 様

八戸市監査委員 白川 文 男

八戸市監査委員 小原 隆 平

八戸市監査委員 大館 恒 夫

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 財政援助団体等監査結果報告	
1 監査実施日	1
2 監査の対象	1
3 監査の範囲	1
4 監査執行者	1
5 監査の方法	1
6 監査の結果	2
財政援助団体	
八戸地域担い手育成総合支援協議会	3
青森県アイスホッケー連盟	5
出資団体	
グリーンプラザなんごう株式会社	7
公の施設の指定管理者	
株式会社アート&コミュニティ	9

1 監査実施日

平成 27 年 2 月 2 日から平成 27 年 2 月 23 日まで

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

八戸地域担い手育成総合支援協議会（対象補助：担い手総合支援事業補助金）

青森県アイスホッケー連盟（対象補助：青森県アイスホッケー連盟事業補助金）

(2) 出資団体

グリーンプラザなんごう株式会社

(3) 公の施設の指定管理者

株式会社アート&コミュニティ

（対象施設：八戸市公会堂、八戸市公民館、八戸市南郷文化ホール）

3 監査の範囲

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 2 月 2 日）

4 監査執行者

監査委員 白川文男

監査委員 小原隆平

前監査委員 吉田博司

なお、監査委員 小原隆平は、グリーンプラザなんごう株式会社の決算書作成等に係る業務委託契約の当事者となっていることから、グリーンプラザなんごう株式会社の監査において地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

5 監査の方法

当該団体において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。

(2) 監査委員出席のもと、当該団体職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、適正に処理されている。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

八戸地域担い手育成総合支援協議会

対 象 補 助 担い手総合支援事業補助金

1 概 要

(1) 設立及び目的

この協議会は、担い手育成支援事業の積極的な活用を通じて、地域の実態に即した担い手の明確化及び共有化を推進し、担い手の経営改善支援や担い手の育成・確保に向けた取組みを行い、望ましい農業構造の確立等に資すること、農地の効率的な利用に向け集積を促進すること、及び耕作放棄地の再生利用を目的として、平成 17 年 5 月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 担い手育成支援に関すること
- ② 耕作放棄地再生利用に関すること
- ③ 農地利用集積円滑化事業及びその他農地流動化施策に関すること

(2) 組 織

役員及び事務局は次のとおりである。

役 員

会 長	1 名
副 会 長	2 名
監 事	2 名

事務局（事務局は八戸市市内（農業経営振興センター）に置き、職員が兼務している。）

事務局長	1 名
事務局員	13 名

2 事業内容（対象補助事業関係）

平成 26 年度は、次の事業を実施している。

(1) 担い手育成確保・普及支援活動

- ・担い手育成確保方策検討会開催
- ・認定農業者等関連情報提供活動

(2) 経営改善計画等作成指導活動

- ・経営診断指導活動
- ・農業経営改善計画作成研修会開催

3 予算状況（対象補助事業関係）

平成 26 年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	255,000 円
支出予算額	255,000 円
収 支 差 額	0 円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

青森県アイスホッケー連盟

対 象 補 助 青森県アイスホッケー連盟事業補助金

1 概 要

(1) 設立及び目的

この連盟は、青森県内におけるアイスホッケー競技を統轄し、かつこれを代表する団体であって、アイスホッケーの健全な普及発展を図り、併せて体育、スポーツ、文化の発展に寄与することを目的として、昭和47年9月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 加盟団体の強化発展と連絡融和を図ること
- ② 青森県におけるアイスホッケー競技の普及発展及び競技力の向上を図ること
- ③ アイスホッケー競技の全県的事業の実施又は援助すること
- ④ 日本アイスホッケー連盟並びに青森県体育協会に加盟し、その事業への協力をすること
- ⑤ アイスホッケーに関し、県その他の機関に対し意見を述べ、あるいはその施策に協力すること
- ⑥ アイスホッケー施設の計画を援助促進すること
- ⑦ アイスホッケー施設の管理運営及び拡充整備の促進をすること
- ⑧ アイスホッケーに関する調査研究並びに指導すること
- ⑨ その他本連盟の目的達成に必要な事業

(2) 組 織

役員は次のとおりである。

会 長	1名
副 会 長	4名
理 事 長	1名
副理事長	2名
常任理事	19名
理 事	26名
監 事	2名

2 事業内容（対象補助事業関係）

平成26年度は、次の事業を実施している。

南部山アイスアリーナ運営事業

3 予算状況（対象補助事業関係）

平成26年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	67,501,103円（うち八戸市補助金14,000,000円）
支出予算額	65,281,000円
収支差額	2,220,103円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

なお、監査の対象外ではあるが、未払いとなっている過年度の南部山アイスアリーナの賃借料については、債務の計画的な解消に努め、南部山アイスアリーナ運営事業に支障のないよう適切な事務執行を望むものである。

グリーンプラザなんごう株式会社

1 概要

(1) 設立及び目的

この法人は、旧南郷村が農産物の販売を通じて農家所得の向上と営農意欲を高め、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、住民の就労機会の増大を図ることを目的として、平成8年7月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 旅館、レストラン、食堂、喫茶店及び売店の経営並びにこれらの経営の受託
- ② 農畜産物の加工及び販売並びに処理加工施設の管理運営の受託
- ③ めん類の製造及び販売
- ④ 八戸市特産品の開発製造事業及び宣伝広告、販路の拡大事業
- ⑤ 加工食品、土産品、菓子類、酒類、たばこ、その他の食料品及び切手類等の販売並びに農畜産物の宅配事業
- ⑥ 各種イベントの企画、開催及び研修会の運営
- ⑦ 観光案内、道路情報提供等に関するサービス業及び代理業
- ⑧ 農畜産物の生産及び製造にかかる業務
- ⑨ 農業作業の代行、請負、委託
- ⑩ 前各号に付帯する一切の事業

(2) 組織

役員及び事務局は次のとおりである。

役員

代表取締役	1名
取締役	2名
監査役	1名

事務局

支配人	1名
副支配人	1名
その他社員	27名

2 事業内容

平成26年度は、主に次の事業を実施している。

- (1) グリーンプラザなんごう（指定管理）
- (2) 八戸市南郷そば振興センター（指定管理）
- (3) ジャズの館南郷（指定管理）
- (4) 道の駅なんごう（施設清掃等業務受託）（施設管理受託）

3 予算状況

平成 26 年度における予算は、次のとおりである。

売 上	238,300,000 円
仕 入	140,270,000 円
売上総利益	98,030,000 円
販売管理費	119,066,000 円
営業利益	△21,036,000 円
営業外収益	3,573,000 円
経常利益	△17,463,000 円
受託収入	18,463,000 円
税引前当期利益	1,000,000 円

4 監査項目

- (1) 収入事務 収入事務等に関する書類
- (2) 支出事務 支出事務等に関する書類
- (3) 契約事務 各種契約に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

株式会社アート&コミュニティ

対象指定管理施設 八戸市公会堂、八戸市公民館、八戸市南郷文化ホール
所 管 課 まちづくり文化推進室

1 概 要

(1) 施設概要

① 八戸市公会堂

ア 所在地 八戸市内丸一丁目1番1号
イ 竣工年月 昭和50年4月
ウ 延床面積 9,538 m²
エ 建物構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上4階
オ 施設内容 大ホール(1,624席・車イス6席(移動席100席を含む))
中ホール(1,060席 天井可動装置により大ホールの一階席のみ使用)
舞台、楽屋、浴室、リハーサル室(大会議室)、小会議室、展示室、
レストラン

② 八戸市公民館

ア 所在地 八戸市内丸一丁目1番1号
イ 竣工年月 昭和52年3月
ウ 延床面積 4,681 m²
エ 建物構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上3階
オ 施設内容 ホール(492席)、舞台、楽屋、会議室、和室、講義室、調理室、展示室、
展示ロビー

③ 八戸市南郷文化ホール

ア 所在地 八戸市南郷大字市野沢字中市野沢24番地1
イ 竣工年月 平成20年3月
ウ 延床面積 1,765 m²
エ 建物構造等 鉄筋コンクリート造、地上3階
オ 施設内容 ホール(450席)、舞台、楽屋、シャワー室

(2) 指定管理内容及び期間

① 地方自治法第244条の2第3項、八戸市公会堂条例第3条、八戸市公民館条例第3条及び八戸市南郷文化ホール条例第3条の規定に基づき、八戸市及び八戸市教育委員会と相互に協力し、本施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

ア 本施設の使用の許可又は利用の承認に関する業務
イ 本施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ その他市及び市教育委員会が必要と認める業務

② 本施設の管理を行う期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

本事業の管理運営体制は次のとおりである。

① 公会堂・市公民館

公会堂館長	1名
副館長	1名
市公民館館長	1名
技術参与	1名
総務部長	1名
企画事業部長	1名
施設管理部長	1名
舞台技術部長	1名
その他職員	12名

② 南郷文化ホール

館長	(総務部長兼務)
その他職員	5名

2 指定管理料

平成26年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額	238,798,000円
---------	--------------

3 監査項目

(1) 収入事務	利用料金収入・収入事務等に関する書類
(2) 支出事務	支出事務等に関する書類
(3) 契約事務	指定管理に関する協定書関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。